

# 公立の高等学校等における部活動指導員の配置

平成30年度措置人数：1,800人<新規>

積算上、高等学校の半数に1名の部活動指導員を措置することが可能

公立の高等学校等における部活動指導員の配置に必要な経費を措置。<スポーツだけでなく、文化、科学等に関する部活動についても対象>

## 現状・課題

高校の運動部活動担当教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技経験がない教員の割合40.9%

(出典)(公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」

## 部活動指導員の役割・効果

### 指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する指導員の配置

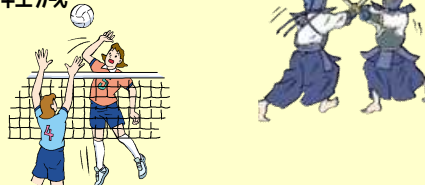
#### 期待される効果

#### 教員の働き方改革

- ・部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間確保
- ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減

#### 部活動の質的な向上

- ・正しい理解に基づく、技術の向上
- ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
- ・想定される事故・けがの未然防止



部活動指導員の配置以外にも、適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を促すため、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」策定中

## 〔部活動指導員の活用例〕



この他、部活動指導員と教員とが顧問として役割分担を行い、教員の負担軽減を図ることも可能

## 地財措置の概要

対象は「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に該当する者)を想定

事業主体：都道府県、市町村 公立の高等学校等の設置者(部活動指導員に関する規則等を整備)

対象経費：公立の高等学校等に配置する部活動指導員に対する報酬等



